

盛岡広域振興局長告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年12月20日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市下飯岡4地割264番1地先から6地割245番1地先 まで	新	m 50.8~29.0	m 67.0
	旧	50.8~35.4	67.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成23年12月20日から平成24年1月20日まで